

令和〇年度における菊池市ふるさと創生市民広場の管理に関する年度協定書（案）

菊池市（以下「委託者」という。）と〇〇〇（以下「受託者」という。）とは、令和〇年〇月〇日に締結した「菊池市ふるさと創生市民広場の管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）に基づき、令和〇年度における菊池市ふるさと創生市民広場（以下「市民広場」という。）の管理業務の実施に当たり、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、令和〇年度における市民広場の管理業務の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

（協定の期間）

第 2 条 この協定の期間は、令和〇年 4 月 1 日から令和〇年 3 月 31 日までとする。

（指定管理料）

第 3 条 基本協定第 6 条第 1 項に基づき委託者が受託者に支払う令和〇年度の指定管理料は、年額 2 0, 3 4 0, 0 0 0 円（うち消費税及び地方消費税の額 2, 0 3 4, 0 0 0 円）とする。

（指定管理料の支払）

第 4 条 前条に規定する指定管理料の支払については、年額を 5 月、11 月に分割して支払うものとする。

2 前項の規定により分割して支払う額は、年額を二で除して得た額とする。ただし、年額を二で除して得た額に 10 万円未満の端数があるときは、11 月に支払う額については当該端数を切り捨て、5 月に支払う額は、年額から当該端数を切り捨てた 11 月に支払う額の計を減じて得た額とする。

（疑義等の解決）

第 5 条 この協定に関し疑義が生じたときは、委託者受託者協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、委託者受託者記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

委託者 菊池市隈府 888 番地

菊池市

代表者 菊池市長 江頭 実

受託者（住 所）

（名 称）

（代表者氏名）